

重要事項説明書（医療保険）

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人新都市医療研究会「君津」会
所在地	〒299-1144 千葉県君津市東坂田四丁目7番20号
代表者名	理事長 池田 重雄
設立年月日	昭和50年1月
電話番号	0439 (52) 2366

2. 事業所の概要

事業所の名称	君津訪問看護ステーション		
事業所番号	1261190016	医療機関コード	121190016
所在地	千葉県君津市東坂田四丁目8番19号		
電話番号	0439 (55) 3006	FAX番号	0439 (55) 3026
開設年月日	平成4年9月		
管理者の氏名	廣谷 知子		
サービス提供地域	君津市・富津市・木更津市		

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	本事業は適正な運営を確保するために、必要な人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の訪問看護職員等が在宅療養者に対し、適正な事業の提供を目的とします。
運営の方針	1、本事業は、在宅療養者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。 2、本事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な看護技術をもってサービスを提供します。 3、事業の提供にあたっては、主治医および介護支援専門員との密接な連携を図り、利用者の意向を尊重した療養上の目標を設定し、計画的にサービスを実施します。 4、本事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者（看護師）	常勤 1人
看護師	常勤 3人 非常勤 1人
理学療法士 言語聴覚士	常勤 1人 非常勤 1人（兼務）
事務員	常勤 1人

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の休日（振り替え休日を含む）及び年末年始 12月30日から1月3日）を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時まで

6. 提供するサービス内容

訪問看護計画の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ・病状、心身の状況の観察 ・清拭・洗髪等による清潔保持 ・食事及び排泄等の日常生活の世話 ・褥瘡の予防・処置 ・リハビリテーション ・ターミナルケア ・認知症患者の看護 ・療養生活や介護方法の指導 ・カテーテル等の管理 ・その他医師の指示による医療処置

7. 利用料

利用料については医療保険制度に基づく金額となり、下記の金額1割～3割が自己負担となります。

医療保険			金額
基本項目	訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	5,550 円
		週4日目以降	6,550 円
	管理療養費	月の初日	7,670 円
		2日目以降	3,000 円
	ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回	780 円
加算項目	24時間対応体制加算(イ)	月1回	6,800 円
	特別管理加算	月1回	2,500 円
	特別管理加算(重症)	月1回	5,000 円
	難病複数回訪問加算	1日2回	4,500 円
		1日3回	8,000 円
	複数名訪問看護加算	看護師等(週1回)	4,500 円
		その他	3,000 円
	長時間訪問看護加算	90分超 (週1回)	5,200 円
	退院時共同指導加算		8,000 円
	退院支援指導加算		6,000 円
	退院支援指導加算	(長時間)	8,400 円
	夜間・早朝訪問看護加算	(18-22時)(6-8時)	2,100 円
	深夜訪問看護加算	(22-6時)	4,200 円
	緊急訪問看護加算		2,650 円
	ターミナルケア療養費1	(死亡月に1回)	25,000 円
	医療DX情報活用加算	(月1回)	50 円

【例】週1回/月4回 訪問看護を利用した場合 24時間対応契約あり (1割負担)

① 基本療養費Ⅰ 5,550 円×4日=22,200 円 ②管理療養費 7,670 円+3,000 円×3日=16,670 円

③ 24時間対応体制加算 6,800 円 合計 (①+②+③) 45,670 円→**4,570 円**

その他の費用 (自費)

① 交通費 1日につき 330 円 ※サービス提供地域以外 1回 1,100 円

② 営業日以外の訪問看護 1回 3,000 円

③ 保険適応外のサービス 1回 (60分まで) 8,000 円

④ キャンセル料 当日8:30までに連絡がなかった場合 1回2,200 円 (急な病状変化は除く)

⑤ 死後の処置 11,000 円

支払方法

毎月月末締めとし、翌月10日すぎに請求書をお渡しします。利用者指定の口座より自動振替させていただきます。振替日は27日となります。

8. 苦情申立窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	所長 廣谷 知子 電話番号 0439 (55) 3006 FAX 番号 0439 (55) 3026
---------	--

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また緊急連絡先に連絡いたします。

10. 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、担当の介護支援専門員に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発を防ぐための対策を講じます。

11. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制等の指針を整備しています。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者：管理者 廣谷 知子

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間について説明し、同意を得た上でその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

13. 衛生管理等について

- (1) 事業所は看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又まん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者およびその家族に関する秘密保持について	事業者及び事業者の使用する者はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 この秘密を保持する業務は契約が終了した後も継続します。 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いせん。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り家族の個人情報を用いせん。 事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する事とし開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い利用目的の達成のために必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

1 6. ハラスメント対策について

事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

令和 年 月 日

事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者

住所

千葉県君津市東坂田四丁目 8 番 19 号

事業者名

君津訪問看護ステーション

代表者名

理事長 池田 重雄 印

管理者

所長 廣谷 知子 印

担当者

印

私は、事業者より上記の重要事項説明書に基づいて説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印